

# 倫理綱領

公益社団法人 日本理学療法士協会

## 序文

公益社団法人 日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）は、理学療法士の社会的な信頼の確立と、職能団体としての本会が公益に資することを目的として、「倫理綱領」を定める。

本会ならびに理学療法士が、高い倫理感を基盤として相互の役割を果たす中で、理学療法の発展と国際社会への貢献のために、より良い社会づくりに貢献することを願うものである。

- 一、 理学療法士は、全ての人の尊厳と権利を尊重する。
  
- 一、 理学療法士は、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、家柄、社会的地位、年齢、性別などにかかわらず、全ての人に平等に接する。
  
- 一、 理学療法士は、対象者に接する際には誠意と謙虚さを備え、責任をもって最善を尽くす。
  
- 一、 理学療法士は、業務上知り得た個人情報についての秘密を遵守し、情報の発信や公開には細心の注意を払う。
  
- 一、 理学療法士は、専門職として生涯にわたり研鑽を重ね、関係職種とも連携して質の高い理学療法を提供する。
  
- 一、 理学療法士は、後進の育成、理学療法の発展ならびに普及・啓発に寄与する。
  
- 一、 理学療法士は、不当な要求・収受は行わない。
  
- 一、 理学療法士は、国際社会の保健・医療・福祉の向上のために、自己の知識・技術・経験を可能な限り提供する。
  
- 一、 理学療法士は、国の動向や国際情勢を鑑み、関係機関とも連携して理学療法の適用に努める。

附則

- 1 この規程は、昭和 53 年 5 月 17 日より施行する。

附則

- 1 この規程は、一部改訂を行い、平成 9 年 5 月 16 日より施行する。

附則

- 1 この綱領は、規程から綱領に全面改訂し、平成 30 年 3 月 4 日より施行する。

附則

- 1 この綱領は、条文の文言を一部修正し、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附則

- 1 この綱領は、序文の改訂と条文の文言を一部修正し、令和元年 7 月 7 日より施行する。